

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

まだまだ寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、児童虐待など、父母による親権行使が子どもの利益を害する場合に、親権を制限することが求められるものの、なかなか柔軟な法的手続がなく、実務では様々な工夫と苦労が重ねられてきました。このような不都合を少しでも解消するため、平成23年に民法が一部改正され、親権停止制度が創設されました。今回は、この親権停止制度と従来からある親権喪失制度について簡単に見てみましょう。

平成24年2月

弁護士 政次秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

親権喪失制度と親権停止制度について

(問) 親権喪失の審判とは何ですか。

(答え)父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、親権喪失の審判をすることができるとしています(民法834条)。

平成23年の民法一部改正以前は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡あるとき」に、親権喪失の宣告ができると規定されていましたが、親権喪失制度が子の利益のための制度であることを明らかにするという観点から、改正法では「親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは」に、親権喪失の審判ができると規定されました。これは、親権者に対する非難可能性や帰責性を、親権喪失の原因としないという考え方にに基づきます。

請求権者には、これまで認められていた、子の親族、検察官及び児童相談所長の他に、子、未成年後見人及び未成年後見監督人が新たに加えられました。

(右上へ)

(問) 親権停止の審判とは何ですか。

(答え)父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、2年を超えない範囲で、親権停止の審判をすることができるとしています(民法834条の2)。

平成23年民法一部改正以前の親権喪失制度については、①要件が厳格であり、その要件を充足するに至らない程度の軽い事案において必要な親権制限をすることができない、②医療ネグレクトの事案(親権者が未成年者の医療行為について正当な理由なく同意を拒否して放置することにより、未成年者の生命・身体が危険にさらされるような場合)など、一定期間親権を制限すれば足りる場合に、過剰な制限になるおそれがある、などの問題点が指摘され、そのため親権喪失宣告の請求がちゅうちょされる傾向がありました。

そこで、改正法では、親権を喪失されるまでには至らない比較的程度の軽い事案や、医療ネグレクトなど一定期間の親権制限で足りる事案において、必要に応じて適切に親権を制限することができるようにするために、2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権停止制度を創設しました。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊦)